

**第6期島本町障害福祉計画
第2期島本町障害児福祉計画**

令和3年3月

島本町

はじめに

島本町では、「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を合言葉に、「自然と調和した活力の人間尊重のまち」の実現をめざし、各種施策を推進しています。

障害福祉の施策については、平成 30 年 3 月に策定した「第 3 次島本町障害者計画」及び「第 5 期島本町障害福祉計画（第 1 期島本町障害児福祉計画）」に基づき、関連する各種計画との整合性を図りながら、各種施策を推進してまいりました。

近年の障害福祉を取り巻く動向を見てみますと、平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、就労定着支援等の創設、障害児福祉計画の法定化などが定められました。平成 31 年（令和元年）には、「障害者文化芸術推進計画」の策定や「障害者雇用促進法」の改正など障害のある人の日常生活・社会生活にかかわる重要な法律・制度の創設や改正が施行され、障害福祉に関する環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、さまざまな課題に的確に対応し、さらなる障害福祉の向上を図るため、令和 3 年度からの本町の障害福祉サービス等の実施計画となる「第 6 期島本町障害福祉計画（第 2 期島本町障害児福祉計画）」を策定いたしました。この計画に基づき、今後も、必要なサービスの確保と充実を図ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました島本町障害者施策推進協議会委員の皆さまをはじめ、事業所調査や意見募集にご協力いただきました皆さま、関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

島本町長 山田 紘平

もくじ

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付けと期間	3
3. 計画策定の体制・方法	4
4. 計画の推進体制	4
第2章 障害のある人の概要	5
1. 障害者手帳所持者数の推移	5
2. 障害者手帳所持者数の年齢別人数	6
3. 身体障害者手帳の障害別・等級別人数	6
4. 療育手帳の障害程度別人数	7
5. 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数	7
6. 障害支援区分の認定者数	7
第3章 計画の基本方針	8
1. 基本理念	8
2. 基本目標	8
第4章 成果目標	10
1. 障害福祉計画の成果目標	10
2. 障害児福祉計画の成果目標	18
第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量	20
1. 障害福祉サービスの見込量	20
2. 地域生活支援事業の見込量	29
3. 障害児福祉サービスの見込量	38
資料	43
・ 障害種別ごと第6期計画の障害福祉サービスの見込み	43
・ 島本町障害者施策推進協議会条例	46
・ 島本町障害者施策推進協議会 委員名簿	48
・ 島本町障害者施策推進協議会 開催経過	49
・ 用語説明	50

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年3月に策定した「第3次島本町障害者計画」（計画期間：平成30年度～35年度）及び「第5期島本町障害福祉計画（第1期島本町障害児福祉計画）」（計画期間：平成30年度～32年度）に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進してきました。

近年、障害のある人を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国においては、平成30年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、職場定着を援助する「就労定着支援」、ひとり暮らしを支援する「自立生活援助」、重度障害児の居宅に訪問して療育を行う「居宅訪問型児童発達支援」の創設、障害児支援サービスの数値目標を定める「障害児福祉計画」の法定化など、新たなサービスの創設や支援体制の強化のための取組が進んでいます。

令和2年度からの「第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」に係る国の指針では、「地域共生社会」の実現に向けた取組や、発達障害者等支援の一層の充実、障害者の社会参加を支える取組の強化などに加え、相談支援体制の充実・強化や障害福祉サービス等の質の向上が新たな項目として盛り込まれ、障害福祉サービスと障害児支援サービスの一体的な推進をめざしたものとなっています。

また、昨今における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障害のある人の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性や重要性が改めて認識されています。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、これまでの計画の成果や課題、障害のある人やその家族のニーズ、国・大阪府の動向などを踏まえ、制度改正や地域における諸課題に的確に対応し、今後も必要なサービスの確保と提供を図るため、令和3年度からの本町の障害福祉サービス及び障害児支援サービス等の実施計画として、「第6期島本町障害福祉計画（第2期島本町障害児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

国の動向

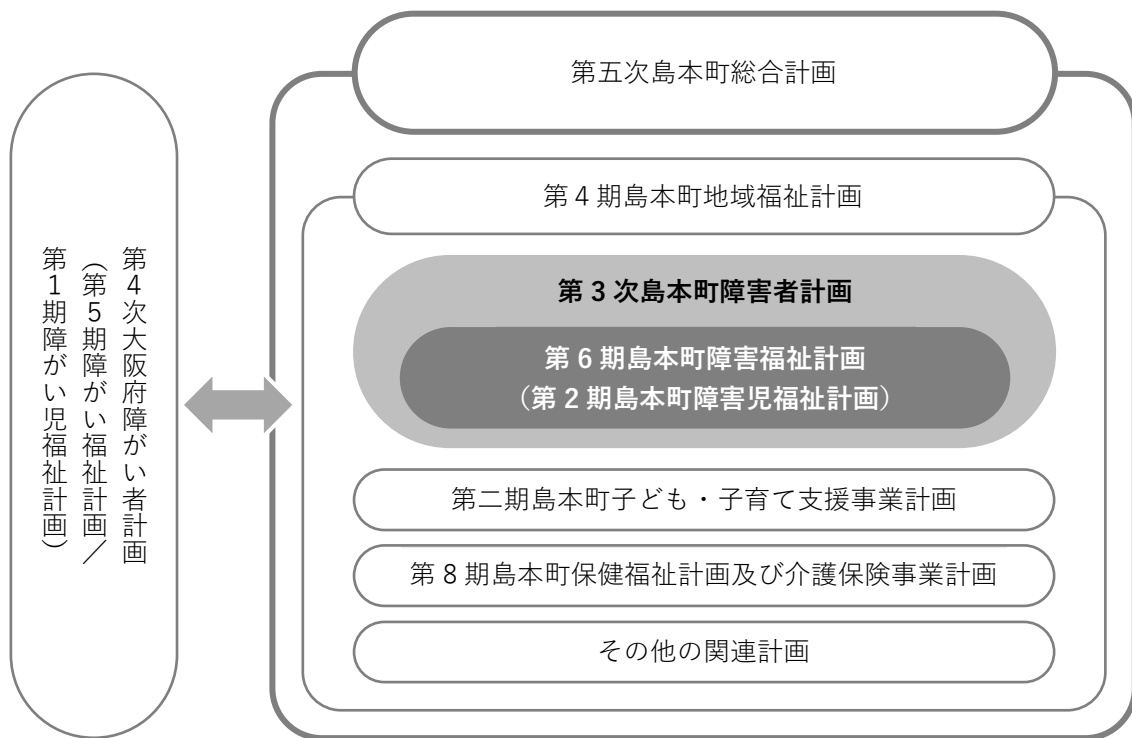
		主な動き
平成 28 年	4 月	「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
	5 月	「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務
平成 30 年	3 月	「第 4 次障害者基本計画」策定
	4 月	「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など
	6 月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害のある人による文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品など発表の機会の確保など
平成 31 年	3 月	「障害者文化芸術活動推進基本計画」策定 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進、作品等の創造に対する支援の強化
令和元年	6 月	「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など
令和 2 年	4 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行
	6 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大

2. 計画の位置付けと期間

(1) 位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」（第 6 期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」（第 2 期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策を設定します。

本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第 3 次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



(2) 計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 3 次障害者計画						第 4 次障害者計画		
第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画		

3. 計画策定の体制・方法

(1) 島本町障害者施策推進協議会での審議

計画策定にあたり、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

(3) 施策・事業の実施状況の点検・評価

「第3次障害者計画」に掲げる施策・事業の取組状況を点検・評価し、サービス見込量の設定とサービス提供の確保の方策を検討しました。

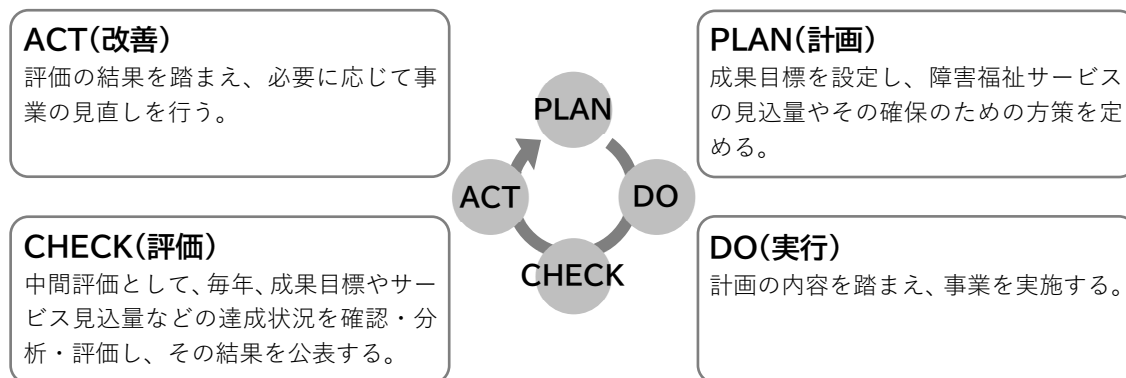
(4) 事業所ヒアリングの実施

計画策定にあたり、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを聞く事業所ヒアリングを実施しました。

4. 計画の推進体制

(1) 島本町障害者施策推進協議会

計画の進捗管理では、PDCA サイクルの手法を活用し、「島本町障害者施策推進協議会」において、定期的に進捗状況の確認・分析・評価を行い、結果を公表します。



(2) 島本町障害者地域自立支援協議会

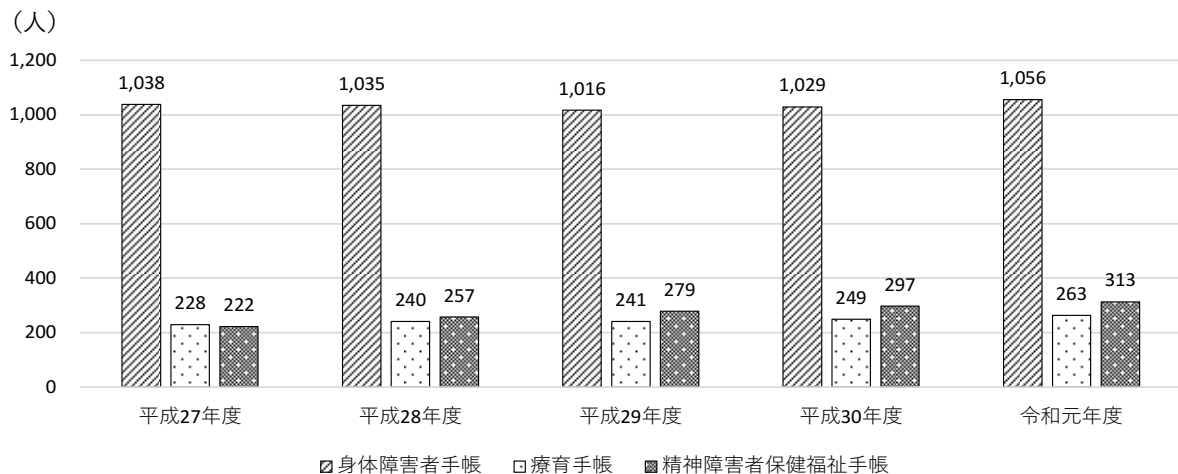
障害福祉サービス事業所、相談支援事業所などで構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」において、サービスの向上や確保のための検討を行うとともに、事業者・関係機関との連携を図ります。

第2章 障害のある人の概要

1. 障害者手帳所持者数の推移

平成27年度から令和元年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳の所持者数は平成29年度にかけて減少していましたが、平成30年度から増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5年間で約1.4倍に増加しており、療育手帳の所持者数も1.2倍に増加しています。

令和元年度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が3.3%程度、療育手帳が0.8%程度、精神障害者保健福祉手帳が1.0%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

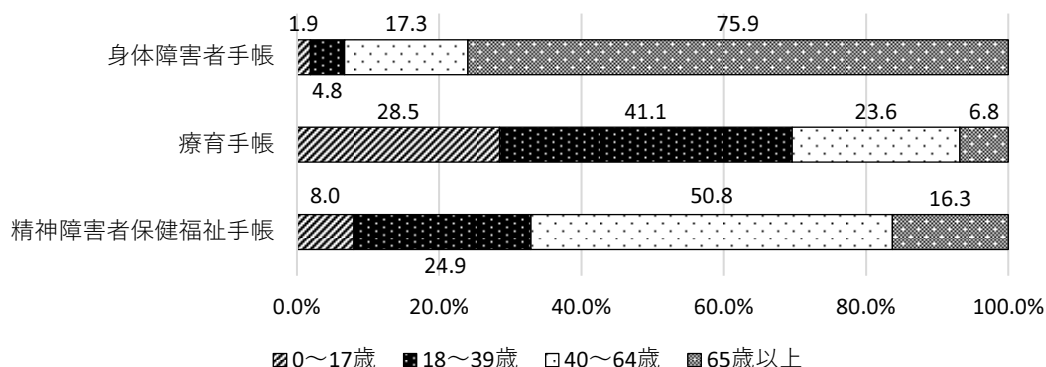


単位：人、％／各年度末時点

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体の人口		30,658	30,620	30,605	31,167	31,704
身体障害者手帳	人数	1,038	1,035	1,016	1,029	1,056
	人口比	3.39	3.38	3.32	3.30	3.33
療育手帳	人数	228	240	241	249	263
	人口比	0.74	0.78	0.79	0.80	0.83
精神障害者保健福祉手帳	人数	222	257	279	297	313
	人口比	0.72	0.84	0.91	0.95	0.99
三障害の合計（延べ人数）	人数	1,488	1,532	1,536	1,575	1,632
	人口比	4.85	5.00	5.02	5.05	5.15

2. 障害者手帳所持者数の年齢別人数

年齢別の状況をみると、身体障害者手帳では 65 歳以上の割合が 7 割以上と最も多く、次に 40～64 歳が約 2 割近くとなっています。一方、療育手帳では 18～39 歳が 4 割以上と最も多く、次に 0～17 歳が約 3 割となっています。精神障害者保健福祉手帳では、40～64 歳が約 5 割と最も多く、次に 18～39 歳が 2 割半ばとなっています。



単位：人、％／令和 2 年 3 月末時点

区分		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	人数	20	51	183	802	1,056
	割合	1.9	4.8	17.3	75.9	100.0
療育手帳	人数	75	108	62	18	263
	割合	28.5	41.1	23.6	6.8	100.0
精神障害者保健福祉手帳	人数	25	78	159	51	313
	割合	8.0	24.9	50.8	16.3	100.0

3. 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約 3 割となっています。等級別では、1～2 級の重度者は全体の約 4 割となっており、3～4 級も同じく約 4 割となっています。

単位：人、％／令和 2 年 3 月末時点

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	91	93	98	165	71	70	588	55.7
視覚障害	26	19	5	5	7	3	65	6.2
聴覚・平衡機能障害	5	20	9	17	1	24	76	7.2
音声・言語機能障害	2	0	12	5	0	0	19	1.8
内部障害	184	3	45	76	0	0	308	29.2
合計	308	135	169	268	79	97	1,056	100.0
割合	29.2	12.8	16.0	25.4	7.5	9.2	100.0	

4. 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）が4割強と最も多く、次にB2（軽度）が3割半ばとなっています。

単位：人、％／令和2年3月末時点

手帳所持者数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計
人数	119	47	97	263
割合	45.2	17.9	36.9	100.0

5. 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が約5割と最も多く、次に3級が約4割となっています。

単位：人、％／令和2年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	21	161	131	313
割合	6.7	51.4	41.9	100.0

6. 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が約6割と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約4割となっています。

単位：人、％／令和2年3月末時点

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合
身体障害	0	2	7	4	3	12	28	15.1
知的障害	4	13	14	25	22	30	108	58.4
精神障害	2	27	10	6	1	2	48	25.9
難病	0	1	0	0	0	0	1	0.5
合計	6	43	31	35	26	44	185	100.0
割合	3.2	23.2	16.8	18.9	14.1	23.8	100.0	

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

(1) 自己決定と自己選択の尊重

障害のある人自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

(2) 自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害のある人が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援などの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

(3) 障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービスなどの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

2. 基本目標

(1) 相談支援体制の充実・整備・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、様々な障害や年齢層に対応できる総合的な相談支援体制の充実・強化を進めるとともに、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備における実情の把握に努めます。

(2) 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる生活の場・活動の場の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。

(3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとともに、面的な広がりのあるネットワークの構築や、顔と顔による人と地域のつながりや見守りの強化、地域による協力や交流の促進、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援など、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(4) 就労支援の充実

企業や福祉施設等での働く場の確保を図るため、福祉施設からの一般就労への移行、就労継続、就労定着への支援の充実を図ります。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターにおける障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能の強化、重層的な障害児通所支援や障害児相談支援の質の確保・向上と支援内容の適正化など、体制の整備に努めます。重症心身障害児への支援においては、身近な地域で支援を受けられるよう、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園や小学校などとの支援協力体制の構築、連携強化とサービスの確保に取り組みます。また、関係機関との連携により、保育、保健医療、就労支援等の支援に努めます。難聴児への支援については、早期発見や新生児聴覚検査等からの相談支援、療育への円滑・適切な支援の実施につなげるよう努めます。

(6) 地域移行、地域生活の維持及び継続の推進

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、地域での在宅生活の継続を支援するため、自立支援協議会の役割強化や関係機関との連携により、サービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害のある人や子ども、その家族の生活を支える体制づくりを進めます。自立支援協議会の運営においては、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組みます。

(7) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報などに関係者の協力により取り組みます。

(8) 発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害者の支援などを専門的に行うことができる機関などの確保に取り組みます。また、難病患者の障害福祉サービス活用の促進をはじめ、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び障害児への支援体制の整備に努めます。

事業所ヒアリングから ～島本町における地域の課題とは～

- 障害のある人・子どもへの理解が少ない
- 近くに福祉サービスを受けられる場所が少ない
- 障害のある人となない人が、交流する機会が少ない
- 障害のある人の災害時に対する対策がとれていない
- 事業所同士の横のつながりや連携、協議の場が必要 など

第4章 成果目標

1. 障害福祉計画の成果目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

区分		前回（第5期計画）の状況		今回（第6期計画）の目標	
基準値		15人	平成28年度末時点の施設入所者数	17人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者の見込数	3人 移行率 20.0%	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数（平成29～令和2年度の累計） 【府基準：1人】	3人 移行率 17.7%	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数（令和2～5年度の累計） 【府基準：1人】
実績値	地域生活移行者数	0人 移行率 0%		府基準では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を基本としています。	

○第5期計画の状況：平成29年度から令和2年度の累計で3人の移行を目標としていましたが、実績見込は0人となっています。平成30年度末に町内に5か所目のグループホームができましたが、施設入所からの移行はなく、今後の利用促進が必要となっています。

●第6期計画の設定：大阪府基準（1人）を踏まえるとともに地域生活支援拠点等施設の活用等による地域移行の促進を加味し、さらに前計画未達成分を考慮し、3人の地域移行を目標とします。

事業所ヒアリングから ～地域共生社会の実現に向けて必要なこと～

- 地域住民への障害理解の啓発
- 地域貢献活動を通じて、福祉法人と地域住民との交流を行う
- 当事者が相談できる環境の整備・強化
- 互いが必要な支援を提示すること、地域の課題などを集約し、つないでいくコーディネーターの存在
- 支援を行う事業所の開設や、十分な提供を行うための助成 など

(2) 施設入所者の削減

区分		前回（第 5 期計画）の状況		今回（第 6 期計画）の目標	
基準値（A）		15 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数	17 人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数（B）	14 人	令和 2 年度末時点の施設入所者数（見込）	14 人	令和 5 年度末時点の施設入所者数（見込）
	入所者の削減見込数（A－B）	1 人 削減率 6.7%	平成 28 年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：1 人】	3 人 削減率 17.7%	令和元年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：1 人】
実績値	計画最終年度の入所者数（B´）	16 人		府基準では、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6％以上の削減を基本としています。	
	入所者の削減数（A－B´）	－1 人 削減率 －6.67％ （6.67％の増加）			

○第 5 期計画の状況： 令和 2 年度末時点での入所者は 14 人を目標としていましたが、介護者の高齢化や障害の重度化等による新規入所の増加により、入所者は 16 人に増加しています。

●第 6 期計画の設定： 今後も、介護者の高齢化や障害の重度化による入所ニーズの増加が見込まれます。新規利用ニーズに対しては、入所サービスの確保に努めるとともに、今後の地域移行の取組を踏まえるとともに、前計画未達成分を考慮し、基準値に対する削減数を 3 人と見込みます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前回の第 5 期計画から、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することをめざしています。この構築に向けて、圏域単位、市町村単位で、それぞれ保健、医療、福祉関係者による「協議の場」を設置し、連携支援体制の確保を図ることとしています。

区分	前回（第 5 期計画）の状況	今回（第 6 期計画）の目標
目標	近隣市町や圏域単位の状況等を踏まえ、令和 2 年度末設置に向け、各関係機関との連携を図りました。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

○第 5 期計画の状況： 令和 2 年度末までの設置を目標としていましたが、現状では極めて難しい状況です。今後、できるだけ早急に設置することに関係機関との連携、調整を図っています。

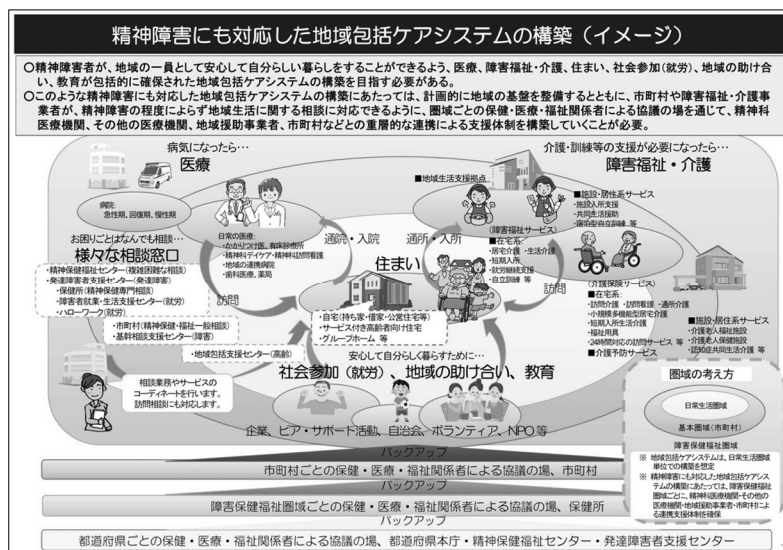
●第 6 期計画の設定： 設置にあたっては、圏域単位の協議の場や近隣市町の状況を参考とし、島本町障害者地域自立支援協議会等の既存の会議等の活用も含めて検討します。また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行促進を図ります。

■活動指標

			目標
精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活 日数	令和 5 年度末		316 日以上
精神病床における 1 年以上 長期入院患者数	令和 5 年 6 月末日		14 人以下
精神病床における早期退院率	令和 5 年度	入院後 3 か月	69%以上
	令和 5 年度	入院後 6 か月	86%以上
	令和 5 年度	入院後 1 年	92%以上

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者 数	人／月	1	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用者 数	人／月	0	1	0
精神障害者の共同生活援助の利用者 数	人／月	0	0	1
精神障害者の自立生活援助の利用者 数	人／月	0	0	1
保健・医療・福祉関係者による協議の 場の開催回数	回／年	3	3	3
保健・医療（精神科、精神科以外の医 療機関別）、福祉、介護、当事者、家族 等の関係者ごとの参加者数	人／年	18	18	18
保健・医療・福祉関係者による協議の 場における目標設定及び評価の実施 回数	回／年	1	1	1

〔参考資料〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ） 厚生労働省作成



3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	平成31年4月に社会福祉法人南山城学園障害児（者）相談支援センター「ういっしゅ」を開設し、ここを核とした面的な整備により、機能の充実を図っています。	より地域に密着し、様々な場面での障害者（児）や家族への地域生活をサポートしていきます。

○第5期計画の状況： 平成31年4月に地域生活支援拠点等施設を開設し、相談支援事業の一元化や計画相談支援の充実、地域移行支援や地域定着支援等に活用しています。

●第6期計画の設定： 地域生活支援拠点等施設では、通所サービス・短期入所・相談支援事業等を実施し、相談、ひとり暮らし等に向けた宿泊体験、緊急時受入等の機能により、障害者（児）や家族の地域生活をサポートします。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

（1）福祉施設利用者の一般就労への移行

区分	前回（第5期計画）の状況		今回（第6期計画）の目標	
基準値	4人	平成28年度末中に一般就労に移行した人数	3人	令和元年度中に一般就労に移行した人数
目標値	6人	令和2年度中に一般就労に移行する人数	6人	令和5年度中に一般就労に移行する人数
実績値	8人		府基準では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。	

○第5期計画の状況： 令和2年度末時点の一般就労移行者は、目標値である6人を達成する見込みです。

●第6期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和元年度中の一般就労移行者（3人）の1.27倍以上となる6人を目標とします。

（2）就労移行支援事業の利用者の増加

区分	前回（第5期計画）の状況		今回（第6期計画）の目標	
基準値	16人	平成28年度末時点の就労移行支援の利用者数	10人	令和元年度末時点の就労移行支援の利用者数
目標値	20人	令和2年度末時点の就労移行支援の利用者数	20人	令和5年度末時点の就労移行支援の利用者数
実績値	15人		府基準では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本としています。	

○第5期計画の状況： 大阪府基準を踏まえ、平成28年度末時点の1.2倍である20人を目標としてきましたが、令和2年度末時点の利用者数は15人と目標値を下回る見込みです。

●第6期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和元年度末時点の利用者数（10人）の1.30倍以上となる20人を目標とします。

■活動指標

	目標
就労移行支援事業から一般就労した移行者数	2 人

●第 6 期計画の設定： 就労支援体制の強化、障害のある人の就労定着に向けたサポート・支援を行います。

(3) 就労継続支援 A 型事業からの移行

区分	前回（第 5 期計画）の状況		今回（第 6 期計画）の目標	
基準値			1 人	令和元年度末時点の一般就労に移行した人数
目標値			2 人	令和 5 年度末時点の一般就労に移行した人数
実績値			府基準では、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本としています。	

○第 5 期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

●第 6 期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和元年度末時点の利用者数（1 人）の 1.26 倍以上となる 2 人を目標とします。

(4) 就労継続支援 B 型事業からの移行

区分	前回（第 5 期計画）の状況		今回（第 6 期計画）の目標	
基準値			1 人	令和元年度末時点の一般就労に移行した人数
目標値			2 人	令和 5 年度末時点の一般就労に移行した人数
実績値			府基準では、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上とすることを基本としています。	

○第 5 期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

●第 6 期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和元年度末時点の利用者数（1 人）の 1.23 倍以上となる 2 人を目標とします。

(5) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数

●第 6 期計画の設定： 平成 29 年度末に町内唯一の就労移行支援事業所が閉鎖したため、町内での就労移行率は算出できません。

(6) 就労定着支援事業の就労定着率

●第 6 期計画の設定： 町内に就労定着支援事業所がなく、職場定着率は算出できません。圏域内での利用者については、概ね 80%程度は 1 年後の職場定着がみられます。

(7) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

区分	前回（第5期計画）の状況		今回（第6期計画）の目標	
基準値				
目標値	12,000 円	令和2年度の町内事業所の平均工賃月額	11,000 円	令和5年度の町内事業所の平均工賃月額
実績値	7,126 円		大阪府が提供する工賃の平均額の見込みを参考	

○第5期計画の状況： 目標値を大きく下回っていますが、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達や役務の提供などを関係事業所と連携し、推進しています。

●第6期計画の設定： 令和元年度の工賃の平均額の実績（7,126 円）よりも、令和5年度の工賃の平均額が向上するよう目標額を設定します。

5. 相談支援体制の充実・強化

国の指針では、今回計画からの成果目標として、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	今回（第6期計画）から設定された目標	地域の相談機関との連携強化の取組、相談支援事業者の人材育成の支援に取り組めます。

●第6期計画の設定： 相談支援事業者や関係機関と連携し、総合的・専門的相談支援体制の充実・強化を図るとともに、事業所間のネットワークの強化を図ります。また、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や、助言の実施に努めます。

■活動指標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無（基幹相談支援センターの設置）	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回／年	1	1	1

6. 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針では、今回計画からの成果目標として、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	今回（第6期計画）から設定された目標	報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により職員の質の向上に努めます。

- 第6期計画の設定：
- ・「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるよう取り組むとともに、人材育成・確保、関係者のネットワークづくりに努めます。
 - ・障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保、防災・防犯対策や感染症対策に取り組めます。
 - ・障害がある人の文化芸術活動の情報収集・発信に努めます。
 - ・学校での福祉人権教育の充実や、障害に関する講演会や学習会等の開催、障害のある人もない人も共に参加するイベントの開催なども重要と考えられることから、これらの実施を検討していきます。

■活動指標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加や活用	人／年	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	無	無
	回／年	—	—	—

7. 発達障害のある人への支援

国の指針では、基本指針の見直しとして、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に取り組むこととしています。

■活動指標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人／年	10	10	10

- 第6期計画の設定： 令和2年度よりペアレントトレーニングを実施。今後も事業所での実施に取り組み、発達障害児の支援体制の確保に努めます。

8. 障害者等に対する虐待の防止

虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進め、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行う他、虐待防止のための啓発や研修を行います。

■活動指標

- 第6期計画の設定：
 - ・虐待通報時には、関係機関や大阪府と連携し、確認や調査、虐待を受けた障がいのある人の迅速な保護や避難先の確保、障害のある人や養護者を取り巻く課題の解決に向けて適切な支援・対応を行います。
 - ・障害のある人に対する虐待被害を早期に発見できるよう、地域住民や民生委員児童委員等の地域福祉の担い手・各種関係機関との連携強化を図ります。
 - ・虐待防止ネットワークの活用その他、民生委員児童委員、家庭児童相談員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人への虐待防止や暴力の防止を啓発します。
 - ・虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や、虐待防止の体制・取組等の検証を行います。
 - ・メール・SNSでの相談・通報受付、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実に努めます。
 - ・死亡事案等重篤事案における発生要因の分析・事後検証や、事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断を行います。
 - ・虐待を受けた障害児に対して、きめ細やかな支援を図ります。

9. ユニバーサルデザインの推進

島本町バリアフリー構想に基づき、町施設や道路等のバリアフリー化に取り組んでいます。十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、視覚障害者等の読書環境の整備等、ハードとソフトの両面のさらなる利便性・安全性の向上に努めます。

■活動指標

- 第6期計画の設定： 公共施設、道路・公園、住宅のバリアフリー化を促進します。

10. 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害に対する正しい知識や理解を深めるため、パンフレット等を活用した啓発を行います。

また、町職員や町の機関において、適切な対応を行うため、「島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、相談体制の整備その他、障害に対する理解や合理的配慮の考え方等に関する研修などに取り組みます。

■活動指標

- 第6期計画の設定： 障害を理由とする差別を解消するため、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備、研修・啓発に取り組みます。

2. 障害児福祉計画の成果目標

1. 重層的な地域支援体制の構築をめざすための支援

(1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、前回計画からの成果目標として、障害児の通所療育の他、地域の障害児や家族への相談、関係機関への援助・助言等を行う「児童発達支援センター」について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	他市町村の状況等を確認しながら、方向性を検討しました。	令和5年度末までに、町内に児童発達支援センターを設置することを目標とします。

○第5期計画の状況： 町内事業所と協議・連携し、センターの機能を各所で実施することも検討しています。

●第6期計画の設定： 町内事業所と協議・連携し、面的整備も検討した上で、センターの確保に向けた取組を進めます。

(2) 保育所等訪問支援の充実

国の指針では、「児童発達支援センターの設置」の成果目標を踏まえて、各市町村に設置された同センターによる保育所等訪問支援の実施を想定し、令和5年度末までに全ての市町村において「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	他市町村の状況等を確認しながら、方向性を検討しました。	児童発達支援センターの設置の目標達成とともに、その中で保育所等訪問支援の確保に努めます。

○第5期計画の状況： 町内に支援できる事業所がなく、圏域内での受入のみとなっています。

●第6期計画の設定： 町内事業所と協議・連携し、体制の構築に向けた取組を進めます。

事業所ヒアリングから ～島本町で、障害のある子どもへの必要な支援とは～

- 障害を早期発見・治療できる医療提供体制の整備
- 適切な処置や医療を継続的に受けることができる体制の整備
- インクルーシブ教育の推進
- 就職（一般就労）のための相談や訓練ができる体制の整備
- 多様な人々と触れ合うことができる機会の充実 など

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の指針では、前回計画からの成果目標として、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	町内の受入実績はありません。圏域内では2名（1事業所）の受入がありました。	児童発達支援センターの設置の目標達成とともに、その中で重症心身障害児を支援するよう努めます。

○第5期計画の状況： 町内の受入実績はなく、圏域内での受入のみとなっています。

●第6期計画の設定： 対象児童が増加傾向にあることから、児童発達支援センター設置の目標とともに、町内での受入事業所の確保に努めていきます。

■活動指標

	目標
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケアを必要とする児童への支援体制の構築のため、令和2年度末までに、都道府県単位、圏域単位、市町村単位で、それぞれ保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」の設置及びコーディネーターを配置することとしています。

区分	前回（第5期計画）の状況	今回（第6期計画）の目標
目標	対象児童について関係者が集まり、ケース会議を実施しています。	児童発達支援センターの設置の目標達成とともに、その中で医療的ケア児への協議の場を設置し、コーディネーターの配置を進めます。

○第5期計画の状況： 対象児童が発生した場合、関係者が集まり、ケース会議を実施しました。

●第6期計画の設定： 対象児童が発生した場合には、必要に応じてケース会議を実施するとともに、定期的な協議の場の設置及びコーディネーター配置について検討・設置を進めます。医療的ケア児や重症心身障害児に対して、その人数や家庭環境を十分に踏まえた支援ニーズを把握し、短期入所等のサービス提供体制の確保を図り、発達に応じた支援につながるよう努めます。

第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

1. 障害福祉サービスの見込量

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）について、第5期計画の実績や、国の制度改正、利用者や事業所の動向などを踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策を示します。

障害福祉サービスの体系

1 訪問系サービス・短期入所	(1) 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や家事の援助、通院の介助等を行います。
		②同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読等の支援や食事や排せつ等の介助を行います。
		③重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスを提供します。
		④行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等を行います。
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	(2) 短期入所（ショートステイ）		介護者が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
2 日中活動系サービス	(1) 生活介護		常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設等で、入浴・排せつ・食事の介助や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
	(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練等を、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練等を行います。
	(3) 就労移行支援		一般の企業等への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	(4) 就労継続支援（A型）		一般の企業等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練等を、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練等を提供します。
	(5) 就労継続支援（B型）		
	(6) 就労定着支援		就労移行支援等を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、一定の期間、相談や連絡調整、課題の解決に向けた支援を行い、職場定着を支援します。
	(7) 療養介護		主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
3 サービス 居住系	(1) 共同生活援助（グループホーム）		主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(2) 施設入所支援		施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(3) 自立生活援助		入所施設やグループホーム等からひとり暮らしに移行する障害者等を対象に、一定の期間、訪問による生活状況の確認、相談や連絡調整等を行います。
4 相談支援	(1) 計画相談支援		障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 地域移行支援		長期入院中の精神障害者や施設入所者がグループホームや自宅等での地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	(3) 地域定着支援		長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。

1. 訪問系サービス・短期入所

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	72 人	79 人	86 人	72 人	75 人	79 人
	実績値	69 人	69 人	69 人			
	達成率	95.8%	87.3%	80.2%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	1,083 時間	1,180 時間	1,277 時間	1,080 時間	1,125 時間	1,185 時間
	実績値	1,126 時間	1,084 時間	1,100 時間			
	達成率	104.0%	91.9%	86.1%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・時間ともに横ばい傾向にあり、計画値をやや下回っています。

●第 6 期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、今後も増加していくことが見込まれるため、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 喀痰吸引等研修費補助制度の活用により、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

②同行援護

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	7 人	7 人	8 人	6 人	6 人	6 人
	実績値	5 人	4 人	5 人			
	達成率	71.4%	57.1%	62.5%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	140 時間	140 時間	160 時間	120 時間	120 時間	120 時間
	実績値	122 時間	142 時間	53 時間			
	達成率	87.1%	101.4%	33.1%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数、時間ともに減少傾向にあります。令和 2 年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとも考えられます。

●第 6 期計画の見込： 町内の視覚障害者の状況を踏まえ、期間中に 1 人の増加を見込みます。

③重度訪問介護

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	2 人	3 人	2 人	2 人	3 人
	実績値	2 人	1 人	1 人			
	達成率	200.0%	50.0%	33.3%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分／月)	計画値	100 時間	200 時間	300 時間	280 時間	280 時間	420 時間
	実績値	206 時間	243 時間	400 時間			
	達成率	206.0%	121.5%	133.3%			

○第 5 期計画の状況： 平成 30 年度に 2 人の利用がありましたが、以降は 1 人の利用に留まっています。

●第 6 期計画の見込： 期間中に 1 人の増加を見込みます。

●確保のための方策： 喀痰吸引等研修費補助制度の活用等により、重度の肢体不自由者や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

④行動援護

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分／月)	計画値	12 時間	12 時間	12 時間	11 時間	11 時間	11 時間
	実績値	4 時間	7 時間	11 時間			
	達成率	33.3%	58.3%	91.7%			

○第 5 期計画の状況： 継続して 1 人の利用があり、利用時間は増加傾向にあります。

●第 6 期計画の見込： 引き続き 1 人の利用を見込み、利用時間も同じ時間を見込みます。

⑤重度障害者等包括支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分／月)	計画値	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	実績値	0 時間	0 時間	0 時間			
	達成率	—	—	—			

○第 5 期計画の状況： 必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

●第 6 期計画の見込： 今後とも必要量を見込まず、対象となるケースが生じた時は、関係事業所との調整を行います。

(2) 短期入所（ショートステイ）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	21 人	28 人	37 人	27 人	33 人	40 人
	実績値	15 人	24 人	22 人			
	達成率	71.4%	85.7%	59.5%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分／月)	計画値	159 日	212 日	281 日	214 日	261 日	316 日
	実績値	113 日	156 日	174 日			
	達成率	71.1%	73.6%	61.9%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

●第 6 期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、今後も増加していくことが見込まれるため、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設の開設により、町内サービスの資源の充実を図り、ひとり暮らし等に向けた利用や緊急時の受入等にも取り組みます。また、町内外の事業所と連携し、重度の肢体不自由や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	69 人	74 人	79 人	70 人	74 人	77 人
	実績値	65 人	68 人	67 人			
	達成率	94.2%	91.9%	84.8%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分／月)	計画値	1,380 日	1,470 日	1,560 日	1,261 日	1,335 日	1,389 日
	実績値	1,215 日	1,220 日	1,292 日			
	達成率	88.0%	83.0%	82.8%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

●第 6 期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、今後も増加していくことが見込まれるため、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行うとともに、供給量の確保のため、新たな事業所の開設を支援します。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	10 人	10 人	10 人	10 人	12 人	14 人
	実績値	8 人	12 人	8 人			
	達成率	80.0%	120.0%	80.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	112 日	112 日	112 日	120 日	142 日	164 日
	実績値	93 日	163 日	118 日			
	達成率	83.0%	145.5%	105.4%			

○第 5 期計画の状況： 令和元年度は計画値を上回りましたが、令和 2 年度に再度計画値を下回っています。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものとも考えられます。

●第 6 期計画の見込： 町内事業所を中心として今後も段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(3) 就労移行支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	16 人	18 人	20 人	16 人	18 人	20 人
	実績値	9 人	10 人	13 人			
	達成率	56.3%	55.6%	65.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	273 日	308 日	343 日	270 日	305 日	340 日
	実績値	149 日	171 日	213 日			
	達成率	54.6%	55.5%	62.1%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

●第 6 期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、今後も増加していくことが見込まれるため、段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(4) 就労継続支援（A型）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	15 人	16 人	18 人	19 人	21 人	23 人
	実績値	14 人	18 人	17 人			
	達成率	93.3%	112.5%	94.4%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分／月)	計画値	282 日	299 日	336 日	392 日	434 日	475 日
	実績値	248 日	326 日	351 日			
	達成率	87.9%	109.0%	104.5%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数はやや減少しているものの概ね計画どおりに推移しています。

●第 6 期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(5) 就労継続支援（B型）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	47 人	50 人	54 人	50 人	53 人	57 人
	実績値	45 人	48 人	47 人			
	達成率	95.7%	96.0%	87.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分／月)	計画値	701 日	746 日	813 日	745 日	791 日	852 日
	実績値	681 日	798 日	781 日			
	達成率	97.1%	107.0%	96.1%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、計画値をやや下回っています。

●第 6 期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、障害者優先調推進法に基づく事業所からの調達の推進に努め、工賃向上のための取組を支援します。

(6) 就労定着支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	2 人	3 人	8 人	10 人	12 人
	実績値	0 人	9 人	6 人			
	達成率	0.0%	450.0%	200.0%			

○第 5 期計画の状況： 平成 30 年度は 0 人でしたが、令和元年度から利用者がみられます。

●第 6 期計画の見込： 今後も段階的な増加を見込みます。

●確保のための方策： サービス事業所の確保に努めます。

(7) 療養介護

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	実績値	3 人	3 人	3 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第 5 期計画の状況： 利用者は町外事業所での 3 人を維持しています。

●第 6 期計画の見込： 今後も 3 人の利用を見込みます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	26 人	32 人	38 人	36 人	39 人	44 人
	実績値	24 人	31 人	33 人			
	達成率	92.3%	96.9%	86.8%			

○第 5 期計画の状況： 本町独自のグループホーム開設支援事業補助金を活用し、平成 30 年度に 1 か所新たに開設され、町内の事業所は 5 か所に増加しています。利用人数も増加傾向にありますが、計画値を下回っています。

●第 6 期計画の見込： 今後も増加傾向を見込みます。

●確保のための方策： 引き続き事業補助金を活用しての事業所開設を働きかけるとともに、関係事業所と連携し、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援を行います。

(2) 施設入所支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	16 人	15 人	14 人	15 人	15 人	14 人
	実績値	17 人	17 人	16 人			
	達成率	106.3%	113.3%	114.3%			

○第 5 期計画の状況： 地域移行等による退所を見込んでいましたが、概ね横ばいとなっています。

●第 6 期計画の見込： 地域移行者数の目標達成を鑑みながら、減少するよう見込みます。

●確保のための方策： 事業所と連携して、施設入所が必要な人へのニーズも考慮し、サービス量の確保に努めます。

(3) 自立生活援助

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 平成 30 年度から新たに開始されたサービスです。今まで利用実績はありません。

●第 6 期計画の見込： 利用実績はないものの、年 1 人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： サービス事業所の確保に努めるとともに、ひとり暮らしの支援に努めます。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	20 人	29 人	40 人	29 人	37 人	46 人
	実績値	16 人	14 人	21 人			
	達成率	80.0%	48.3%	52.5%			
参考（利用実人員）		(94 人)	(83 人)	(74 人)	(110 人)	(160 人)	(200 人)

○第 5 期計画の状況： 地域生活支援拠点等施設でのプラン作成も可能となり、令和 2 年度は増加傾向にありますが、達成率はまだ計画値を大きく下回っています。

●第 6 期計画の見込： 今後も段階的な増加に努め、期間中に実人員で 200 人の作成を目標とします。

●確保のための方策： 拠点施設の活用や町内事業所によるプラン作成体制の充実を図り、段階的に増やしていきます。

(2) 地域移行支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第 6 期計画の見込： 成果目標達成を図るため、年 1 人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

(3) 地域定着支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第 6 期計画の見込： 成果目標達成を図るため、年 1 人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

2. 地域生活支援事業の見込量

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」について、第5期計画の実績や、地域生活支援拠点等施設の整備をはじめとする事業所の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

地域生活支援事業の体系

1	理解促進研修・啓発事業	障害者や障害に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。
2	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3	相談支援事業	(1) 障害者相談支援事業 (2) 基幹相談支援センター (3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (4) 住宅入居等支援事業
		障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行い、自立した日常生活・社会生活が出来るよう支援します。
		地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行の促進、虐待防止等の取組を行います。
		専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談機関への指導や助言、地域移行の促進等の取組を行い、相談支援機能の強化を図ります。
4	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用等のため、申立ての支援や後見人等の報酬助成により成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
6	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
7	意思疎通支援事業	(1) 手話通訳者派遣事業 (2) 要約筆記者派遣事業 (3) 手話通訳者設置事業
		役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談等の手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
8	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
9	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	外出が困難な方（全身性障害者・知的障害者・精神障害者等）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
10	地域活動支援センター	生産活動・創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
11	その他の事業	(1) 日中一時支援事業 (2) 訪問入浴サービス事業 (3) 社会参加促進事業等
		日中に施設で、障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等を行います。
		自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
		精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を実施します。

1. 理解促進研修・啓発事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

○第 5 期計画の状況： 毎年 12 月の障害者週間において、街頭啓発やパネル・作品展、販売イベントを開催しました。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業を縮小、中止しました。

●第 6 期計画の見込： 引き続き、障害者理解を促進するための啓発・研修等を実施します。

●確保のための方策： 障害者自立支援協議会と連携しながら、今後のあり方について検討・企画していきます。

2. 自発的活動支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	無			
	達成率	実施	実施	中止			

○第 5 期計画の状況： 引き続き、自発的活動支援事業補助制度を活用し、事業補助を行います。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止しました。

●第 6 期計画の見込： 引き続き、補助事業を実施します。

●確保のための方策： 関係団体と連携し、事業内容の充実や周知に努めます。

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	計画値	5 か所	6 か所	6 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	実績値	5 か所	6 か所	2 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	33.3%			

- 第 5 期計画の状況： 平成 31 年に開設した地域生活支援拠点等施設に相談支援事業を集約し、福祉推進課内の基幹相談支援センターとともに障害者や家族等への相談支援に対応しています。
- 第 6 期計画の見込： 今後も地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで相談支援に努めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援に努めます。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

(2) 基幹相談支援センター

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

- 第 5 期計画の状況： 平成 27 年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。
- 第 6 期計画の見込： 引き続き、基幹相談支援センターを設置します。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	実施	実施	実施			

- 第 5 期計画の状況： 平成 27 年度から福祉推進課内に基幹相談支援センターを設置しています。
- 第 6 期計画の見込： 引き続き、基幹相談支援センターを設置します。
- 確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設と基幹相談支援センターで連携を図り、町内事業所とともに相談支援体制を構築します。

(4) 住宅入居等支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第 5 期計画の状況： 住居確保への支援については、一般相談支援事業等により対応しています。

●第 6 期計画の見込： その他各種事業で支援するため、本事業の実施の予定はありません。

4. 成年後見制度利用支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 実利用者数	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	3 人	0 人	1 人			
	達成率	300.0%	0.0%	100.0%			

○第 5 期計画の状況： 平成 30 年度に 3 件の実績があり、令和 2 年度は 1 件の実績見込みがあります。

●第 6 期計画の見込： 今後も年 1 人程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他各関係機関で連携し、成年後見を必要とする対象者の把握に努めます。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第 5 期計画の状況： 第 5 期計画では未実施でした。

●第 6 期計画の見込： 第 6 期計画でも実施の予定はありません。

6. 手話奉仕員養成研修事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
修了者の実人員	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	未実施	未実施	未実施			

○第 5 期計画の状況： 町では実施しておらず、社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成研修等の活動を支援します。

●第 6 期計画の見込： 社会福祉協議会と協議・検討の上、手話奉仕員養成研修の実施に向けて検討します。

7. 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者派遣事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 延利用件数	計画値	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
	実績値	4 件	4 件	6 件			
	達成率	40.0%	40.0%	30.0%			
年間の 延利用時間数	計画値	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間
	実績値	7 時間	12 時間	8 時間			
	達成率	35.0%	60.0%	40.0%			

○第 5 期計画の状況： 件数は年 10 件未満で推移しています。

●第 6 期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、年 10 件程度を見込みます。

(2) 要約筆記者派遣事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 延利用件数	計画値	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	実績値	1 件	0 件	0 件			
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%			
年間の 延利用時間数	計画値	3 時間	6 時間	6 時間	6 時間	6 時間	6 時間
	実績値	4 時間	0 時間	0 時間			
	達成率	133.3%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 平成 30 年度に 1 件の利用がありました。

●第 6 期計画の見込： 対象者への周知等に努め、年 2 件程度の利用を見込みます。

(3) 手話通訳者設置事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 延利用件数	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第 5 期計画の状況： 役場における手話通訳者 1 名（週 5 日）を配置し、役場や町施設・保育所・学校等における手話通訳に対応しています。

●第 6 期計画の見込： 引き続き、手話通訳者を 1 名配置します。

8. 日常生活用具給付等事業

区分			第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	介護・訓練 支援用具	計画値	3 件	3 件	3 件	5 件	5 件	5 件
		実績値	1 件	4 件	4 件			
	自立生活 支援用具	計画値	4 件	4 件	4 件	9 件	9 件	9 件
		実績値	4 件	6 件	9 件			
	在宅療養等 支援用具	計画値	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
		実績値	12 件	14 件	7 件			
	情報・意思疎通 支援用具	計画値	52 件	52 件	52 件	60 件	60 件	60 件
		実績値	53 件	63 件	55 件			
	排泄管理 支援用具	計画値	530 件	530 件	530 件	645 件	645 件	645 件
		実績値	567 件	565 件	620 件			
	居宅生活動作 補助用具	計画値	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
		実績値	1 件	0 件	1 件			
	合計	計画値	600 件	600 件	600 件	730 件	730 件	730 件
		実績値	638 件	652 件	696 件			
		達成率	106.3%	108.7%	116.0%			

○第 5 期計画の状況： 利用件数は概ね増加しており、計画値を上回っています。

※令和 2 年度は見込値

●第 6 期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、年間 700 件程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 対象品目や基準限度額の見直しを行います。

9. 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 実利用人員 (人／年)	計画値	117 人	123 人	129 人	113 人	120 人	127 人
	実績値	124 人	106 人	75 人			
	達成率	106.0%	86.2%	58.1%			
年間の 総利用時間数 (時間／年)	計画値	11,575 時間	12,130 時間	12,685 時間	11,370 時間	12,040 時間	12,710 時間
	実績値	10,086 時間	10,026 時間	6,220 時間			
	達成率	87.1%	82.7%	49.0%			

○第 5 期計画の状況： 利用者・時間ともに減少傾向にあります。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとも考えられます。

●第 6 期計画の見込： 第 5 期計画と同程度の利用人数を見込みます。

●確保のための方策： 喀痰吸引等研修費補助制度の活用により、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

10. 地域活動支援センター

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用箇所数	計画値	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実績値	1 か所	1 か所	1 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
年間の 実利用者数	計画値	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	実績値	5 人	5 人	5 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第 5 期計画の状況： 町内事業所（1 か所）の利用人員は、5 人で推移しています。

●第 6 期計画の見込： 今後も同程度の利用を見込みます。

11. その他の事業

（1）日中一時支援事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 実利用人員	計画値	37 人	39 人	41 人	47 人	48 人	49 人
	実績値	44 人	43 人	46 人			
	達成率	118.9%	110.3%	112.2%			
年間の 総利用回数	計画値	2,960 回	3,120 回	3,280 回	3,596 回	3,673 回	3,749 回
	実績値	3,175 回	3,290 回	3,248 回			
	達成率	107.3%	105.4%	99.0%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・回数ともに増加傾向にあり、計画値をやや上回っています。

●第 6 期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策： 町独自に設定している「医療的ケア対応特別加算」を活用し、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間の 実利用人員	計画値	4 人	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	実績値	4 人	5 人	4 人			
	達成率	100.0%	100.0%	80.0%			
年間の 総利用回数	計画値	450 回	450 回	560 回	400 回	400 回	400 回
	実績値	377 回	397 回	392 回			
	達成率	83.8%	88.2%	70.0%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数は 4、5 人でほぼ横ばいとなっています。

●第 6 期計画の見込： 今後も同程度の利用人員を見込みます。

(3) 社会参加促進事業等

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障害者 グループワーク	実績値	45 人	52 人	40 人	継続実施		
ふれあい スポーツ教室・大会	実績値	265 人	219 人	27 人	継続実施		
声の広報	実績値	7 人	7 人	7 人	継続実施		
障害者自動車運転免許 取得助成事業	実績値	1 件	0 件	1 件	継続実施		
身体障害者 自動車改造助成事業	実績値	1 件	0 件	1 件	継続実施		
奉仕員等養成事業	実績値	朗読ボラン ティア養成 講座（入 門・中級）	朗読ボラン ティア養成 講座（入 門・中級）	朗読ボラン ティア養成 講座（初 級・中級）	継続実施 （各種福祉ボランティアの 養成研修を実施）		

○第 5 期計画の状況： 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、一部事業において中止、一部中止となっています。

●第 6 期計画の見込： 継続実施に加え、地域社会への参加や、インクルージョンの推進に努めます。

3. 障害児福祉サービスの見込量

平成 24 年度から開始された「児童福祉法」に基づく「障害児支援サービス」について、第 5 期計画の実績や、制度の改正、今後の利用者や事業所の動向等を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

障害児支援サービスの体系

1 障害児通所支援	(1) 児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。 * 児童発達支援センターは、上記の通所療育に加えて、地域の児童や家族への相談支援、関係機関への援助・助言等を行います。
	(2) 医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療等を行います。
	(3) 放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や日中活動（放課後活動）の場を提供します。
	(4) 保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	(5) 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行います。
2 相談支援	(1) 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害児の支援のための地域づくりを推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	17 人	21 人	25 人	39 人	44 人	49 人
	実績値	28 人	33 人	35 人			
	達成率	164.7%	157.1%	140.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日／月)	計画値	85 日	105 日	125 日	245 日	276 日	307 日
	実績値	172 日	207 日	181 日			
	達成率	202.4%	197.1%	144.8%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

●第 6 期計画の見込： 児童発達支援センターの設置を踏まえ、増加を見込みます。

●確保のための方策： 児童発達支援センターの設置に向けた取組及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保に向けた取組を進めます。

(2) 医療型児童発達支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分／月)	計画値	2 人	2 人	2 人	5 人	5 人	6 人
	実績値	1 人	3 人	5 人			
	達成率	50.0%	150.0%	250.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日／月)	計画値	10 日	10 日	10 日	25 日	25 日	30 日
	実績値	2 日	20 日	24 日			
	達成率	20.0%	200.0%	240.0%			

○第 5 期計画の状況： 町外の事業所を利用しており、利用人数・日数ともに増加傾向にあります。

●第 6 期計画の見込： 今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 町外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	48 人	53 人	58 人	92 人	99 人	106 人
	実績値	53 人	76 人	85 人			
	達成率	110.4%	143.4%	146.6%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	576 日	636 日	696 日	920 日	990 日	106 日
	実績値	541 日	782 日	789 日			
	達成率	93.9%	123.0%	113.4%			

○第 5 期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

●第 6 期計画の見込： 今後も増加を見込みます。

●確保のための方策： 利用者の増加に対応するため、町内事業所の定員の増加や新設事業所の開設を働きかけるとともに、事業所の機能強化・サービスの質の向上に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均訪問回数 (回数/月)	計画値	1 回	1 回	2 回	2 回(2 人)	2 回(2 人)	2 回(3 人)
	実績値	1 回	1 回	2 回			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

○第 5 期計画の状況： 計画値どおりの推移となっています。

●第 6 期計画の見込： 児童発達支援センターの設置と連動した目標達成を踏まえ、段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 児童発達支援センターの確保に向けた取組を進めるとともに保育所等訪問支援事業の体制整備を整えます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均訪問回数 (回数/月)	計画値	1 回	1 回	5 回	5 回(1 人)	5 回(1 人)	15 回 (5 人)
	実績値	0 回	0 回	0 回			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第 6 期計画の見込： 段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

2. 相談支援

(1) 障害児相談支援

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	2 人	5 人	15 人	10 人	13 人	16 人
	実績値	1 人	1 人	7 人			
	達成率	50.0%	20.0%	46.7%			
参考（利用実人員）		(3 人)	(11 人)	(21 人)	(40 人)	(70 人)	(100 人)

○第 5 期計画の状況： 地域生活支援拠点等施設の開設に伴い、利用の増加がみられます。

●第 6 期計画の見込： 今後も段階的な増加に努めます。

●確保のための方策： 地域生活支援拠点等施設との連携や、児童発達支援センターの設置等によりプラン作成体制を充実させます。また、就学时・卒業時に、福祉・教育等の各分野の関係各課が連携し、支援の円滑な引継ぎや、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築に努めます。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

区分		第 5 期計画の状況			第 6 期計画の見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

○第 5 期計画の状況： 第 5 期計画期間中のコーディネーターの配置は実施していません。

●第 6 期計画の見込： 第 6 期計画期間中に医療的ケア児支援のための協議の場を設け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも 1 人配置します。

●確保のための方策： 関係機関での協議の場を設け、地域生活支援拠点等施設や児童発達支援センターでの対応を想定しています。

3. 子ども・子育て支援事業計画との連携

本計画では、大阪府の指針に基づき、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、「島本町子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度～６年度）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

参考：子ども・子育て支援事業の利用量の見込み 島本町子ども・子育て支援事業計画から抜粋

		見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
幼児期の教育・保育 (幼稚園・保育所)	需要量	1,401 人	1,402 人	1,449 人
	供給量	1,452 人	1,452 人	1,452 人
時間外保育事業 (延長保育)	需要量	431 人	431 人	446 人
	供給量	431 人	431 人	446 人
放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	需要量	802 人	797 人	814 人
	供給量	635 人	626 人	651 人
地域子育て支援拠点事業	需要量	8,496 人	8,448 人	9,000 人
	供給量	8,496 人	8,448 人	9,000 人
一時預かり事業 (幼稚園)	需要量	6,866 人	6,921 人	7,016 人
	供給量	6,866 人	6,921 人	7,016 人
一時預かり事業 (保育園)	需要量	2,794 人	2,794 人	2,902 人
	供給量	2,794 人	2,794 人	2,902 人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	需要量	290 人	292 人	320 人
	供給量	290 人	292 人	320 人
養育支援訪問事業	需要量	27 人	27 人	28 人
	供給量	27 人	27 人	28 人

※地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の数値は、１日当たりの平均利用人数

※「島本町子ども・子育て支援事業計画」は、今後の中間見直しにより、数値が変更される可能性があります。

子ども・子育て支援等の利用ニーズ

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児	需要量	150 人	160 人	170 人

資料

障害種別ごと第6期計画の障害福祉サービスの見込み

1. 訪問系サービス・短期入所

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	12	288	12	288	13	312
知的障害者	24	384	25	400	26	416
障害児	2	10	2	10	2	10
精神障害者	34	398	36	427	38	447

②同行援護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	6	120	6	120	6	120
精神障害者	0	0	0	0	0	0

③重度訪問介護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	2	280	2	280	3	420
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

④行動援護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
知的障害者	1	11	1	11	1	11
障害児	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所（ショートステイ）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	3	23	4	31	5	39
知的障害者	23	184	27	216	31	248
障害児	1	7	2	14	3	21
精神障害者	0	0	0	0	1	8

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	2	40	3	60	3	60
知的障害者	67	1,206	70	1,260	73	1,314
精神障害者	1	15	1	15	1	15

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	2	32	2	32	2	32
精神障害者	8	88	10	110	12	132

(3) 就労移行支援

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	1	8	1	8	1	8
知的障害者	7	126	8	144	9	162
精神障害者	8	136	9	153	10	170

(4) 就労継続支援（A型）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	2	36	2	36	3	57
知的障害者	8	176	9	198	9	198
精神障害者	9	180	10	200	11	220

(5) 就労継続支援（B型）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	1	15	1	15	2	30
知的障害者	30	540	32	576	34	612
精神障害者	19	190	20	200	21	210

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）・(2) 施設入所支援

区分	共同生活援助（グループホーム）			施設入所支援		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
身体障害者	1	1	2	2	2	2
知的障害者	34	37	40	13	13	12
精神障害者	1	1	2	0	0	0

(3) 自立生活援助

区分	自立生活援助		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人／月	人／月
身体障害者	1	1	1
知的障害者	0	0	0
精神障害者	0	0	0

4. 相談支援

(1) 計画相談支援・(2) 地域移行支援

区分	計画相談支援			地域移行支援		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
身体障害者	3	4	5	0	0	0
知的障害者	19	24	29	0	1	0
障害児	1	1	2			
精神障害者	6	8	10	1	0	1

(3) 地域定着支援

区分	地域定着支援		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人／月	人／月
身体障害者	0	0	0
知的障害者	0	1	0
精神障害者	1	0	1

5. 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
身体障害者	15	1,950	16	2,080	17	2,210
知的障害者	59	7,080	62	7,440	65	7,800
障害児	19	1,140	20	1,200	21	1,260
精神障害者	20	1,200	22	1,320	24	1,440

島本町障害者施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年島本町条例第 27 条)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 16 年 10 月 8 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正

する法律(平成 16 年法律第 80 号)附則第 1 条ただし書(第 2 条に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 7 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 16 日条例第 1 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
赤 塚 信 隆	社会福祉法人 南山城学園 地域福祉支援センター島本 センター長	
井 戸 恵 利 子	公募委員	
岩 田 明 子	特定非営利活動法人 すばる 副理事	
加 藤 幸 雄	島本町身体障害者福祉協会 相談役	
河 野 昭 代	あじさい＊心の集い 代表	
菊 山 路 子	公募委員	
幸 島 淳	社会福祉法人 大阪水上隣保館 障害者自立支援拠点整備準備室長	
小 寺 鐵 也	種智院大学 社会福祉学科 教授	会長
徐 末 子	島本町手をつなぐ親の会 会長	
豊 島 敦 哉	一般社団法人 高槻市歯科医師会	
花 田 純 子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
峯 森 好 美	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 会長	副会長
森 拓 美	一般社団法人 高槻市医師会	
山 内 一 寛	大阪府茨木保健所 地域保健課長	
陸 野 肇	高槻市障害者就業・生活支援センター 所長	

(五十音順／敬称略)

島本町障害者施策推進協議会 開催経過

回数	開催日	案件
第 1 回	令和 2 年 10 月 23 日（金）	1 会長・副会長の選出について 2 第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）策定スケジュール及び骨子案について 3 その他
第 2 回	令和 2 年 12 月 22 日（火）	1 第 3 次島本町障害者計画の進捗状況報告について 2 第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）の進捗状況報告について 3 第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）の素案について 4 その他
第 3 回	令和 3 年 1 月 18 日（月）	※新型コロナウイルス感染症の感染対策により、書面表決を実施 1 第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）の素案について 2 その他
第 4 回	令和 3 年 3 月 22 日（月）	1 第 6 期島本町障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について 2 第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）の案について 3 その他

用語説明

あ行

医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。従前は看護師や家族が行っていましたが、近年の制度改正により、一定の研修を受講すれば、介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっています。

インクルーシブ教育

子ども一人ひとりのニーズに合わせた支援・教育のことです。

インクルージョン

「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

か行

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

さ行

支援学校

学校教育法で規定された障害児を対象とする学校のことです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）等の児童に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。なお、学校教育法での名称は「特別支援学校」ですが、大阪府では「支援学校」の名称を使用しています。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものを指します。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見といったものが含まれます。

障害支援区分

障害者の障害の多様な特性や、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。最も支援が必要な区分 6 から区分 1 までの 6 段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まります。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者権利条約

平成 18 年に国連総会で採択された国際条約（障害者の権利に関する条約）です。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。我が国では国内法・制度の整備を行った上で、平成 26 年に同条約を批准しています。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことです。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

自立支援協議会

障害者の地域における生活を支援していくためには、関係機関・関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。島本町では、障害福祉サービス等の事業所と町で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」を設置し、事業所間の連携を図るとともに、イベントや研修の企画、地域の体制整備のための検討などに取り組んでいます。

身体障害者手帳

一定の身体障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に 1 級から 6 級に区分され、障害種別により肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、内部障害（呼吸器・心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に分けられます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に 1 級から 3 級に区分されます。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

***法人後見：**社会福祉法人や NPO 等の法人が成年後見人等になり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

***市民後見人：**親族や弁護士等の専門職以外の、一般市民による後見人のこと。地域住民等で活動を希望する人が研修等を受けた上で、後見人としての活動を行います。

た行

地域共生社会

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念。制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越え、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティ、地域や社会を創造するという考え方です。

地域包括ケアシステム

障害者や高齢者など、全ての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・福祉サービスなどの生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制のことです。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養が必要となる疾病の総称。国では、平成 27 年 1 月に施行された「難病に対する医療等に関する法律」（難病法）により、指定された難病の医療費助成等の支援を行っています。また、障害者施策においては、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」において、難病者が障害者の範囲に追加され、指定された難病による障害のある人は、障害者手帳がなくとも、ホームヘルプサービスや福祉用具の給付等の障害福祉サービスが受けられるようになっています。

日常生活用具給付事業

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する制度です。給付対象用具や基準額などは市町村が定めます。用具は、目的や内容により区分されています。

は行

発達障害

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント

町の意見公募制度のことです。町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

PDCA サイクル

生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④評価に基づいて見直す（Act）というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざします。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方のことです。

ら行

リハビリテーション

障害のある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障害のある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方のことです。

療育

主に、障害のある子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的として行う「治療」と「教育」のことをいいます。

療育手帳

一定の知的障害があると認定された人に交付される手帳です。障害の程度は、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の3区分があります。

**第 6 期島本町障害福祉計画
第 2 期島本町障害児福祉計画**

令和 3 年 3 月

発行：島本町 健康福祉部 福祉推進課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

電話：075-961-5151（代） FAX：075-962-5652